要件を、【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）ただし、ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】特定ＪＶの代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）65㎡以上であること。

（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）65㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が700m以上であること。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。

（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）ただし、共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「大分210号川下トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年６月27日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　熊木　正人

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 件名及び数量

令和６年度診療報酬改定に係る保険医療機関等管理システム改修一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　令和５年７月19日11時00分（郵送による場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１－２－２　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係　榊原　康之　電話03―5253―1111（内線7918）

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　令和５年６月27日から令和５年７月18日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the services to be required : “The management system of the insurance medical facilities” System development in terms of Medical Service Fee revision, 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments ; 11 : 00 July, 19, 2023

⑷ Contact point for the notice : Sakakibara Yasuyuki, Procurement Section, Accounts Division, Minister’s Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 (ext. 7918)

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年６月27日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構岩国医療センター院長　田中屋宏爾

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　35

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　22

⑵ 購入等物品及び数量　ＰＥＴ－ＣＴ　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提供期限　令和５年７月26日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒740―8510 山口県岩国市愛宕町１－１－１　独立行政法人国立病院機構岩国医療センター企画課長　安田　義孝　電話0827―34―1000

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　令和５年６月27日から令和５年７月26日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 22

⑵ Nature and quantity of the products tobe procured : Positron Emission Tomography-computed Tomography 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M July 26, 2023

⑷ Contact point for the notice : Yoshitaka Yasuda, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Iwakuni Clinical Center, 1―1―1 Atago-Machi Iwakuni-shi, Yamaguchi-ken 740―8510, Japan. TEL 0827―34―1000